

店舗名称変更(本店→半原支店)に関するQ&A

■ご預金のお取引に関して

Q1 口座番号・店舗番号はどうなりますか？

口座番号、店舗番号(001)の変更はございません。

Q2 普通預金通帳はどうなりますか？

現在ご利用いただいている預金通帳は、引き続きご利用いただけます。

Q3 キャッシュカードやローンカードはどうなりますか？

現在ご利用いただいているキャッシュカード(ローンカードを含む)は引き続きご利用いただけます。

Q4 定期積金、定期預金等の通帳・証書はどうなりますか？

新通帳・証書にお切り替えいただく必要はございません。

新通帳等へのお切り替えをご希望のお客様は、店頭または担当者にお申し付けください。

■自動支払に関して

Q5 公共料金やクレジットカードなどの自動支払はどうなりますか？

お客様にお願いするお手続きはございません。

今までどおりご利用いただけます。

■年金・給与・売上代金等のお受け取りに関して

Q6 年金の受け取りに預金口座を利用していますが、何か手続きが必要ですか？

現在、国民年金・厚生年金等の公的年金のほか、企業年金連合会から年金をお受け取りのお客様は、お手続きをしていただく必要はございません。弊組合が一括して変更の手続きを行います。

その他、個人年金などの私的年金をお受け取りのお客様は変更のお手続きが必要となります。お手数ですが各年金支払機関にお問い合わせください。

Q7 給与の受け取りに預金口座を利用していますが、何か手続きが必要ですか？

平成30年2月19日(月)以降は「半原支店」となりますので勤務先の給与支払事務ご担当の方へのご連絡が必要となります。

お手数ですが、お客様からご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡には、同封の「店舗名称変更および本部移転のお知らせ」と、このQ&Aをご利用ください。

Q8 売上代金等の受け取りに預金口座を利用していますが、何か手続きが必要ですか？

お振込みご依頼人様(お客様のお取引先様)は、平成30年2月19日(月)以降は「半原支店」あてにお振込み手続きをいただく必要がございます。お手数ですが、お客様からお取引先様へお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、平成30年5月18日(金)までは、「本店」名でご依頼いただいた場合でも、「半原支店」名でご依頼されたものとして読み替えてお取り扱いさせていただきます。

ご連絡方法は、別途、平成29年12月末までにご案内いたします。

Q 9 他金融機関のATMや他金融機関のインターネットバンキングを利用した振り込みはどうなりますか？

他金融機関のATMやインターネットバンキングから弊組合のご預金口座にお振込みをされる場合は、平成30年2月19日(月)以降、弊組合の「半原支店」をご指定いただきますようお願いいたします。

■手形・小切手に関して

Q 10 「本店」名で振出した小切手・手形の決済や、現在、手元にある小切手帳や手形帳の変更手続きはどうなりますか？

店舗名称変更以前に本店名で振り出された小切手・手形は、引き続きお取り扱いさせていただきます。なお、お手元にある未使用の小切手帳や手形帳は平成30年2月19日(月)以降に無料で差し替えさせていただきます。

■弊組合のインターネットバンキングサービスをご利用のお客様へ

Q 11 インターネットバンキングの取扱いはどうなりますか？

弊組合のインターネットバンキングの操作方法に変更はございません。なお、ご利用に際していくつかのお願いがございますので、平成30年1月頃に改めてご案内させていただきます。

■ご融資のお取引に関して

Q 12 融資を受けている借入金はどうなりますか？

お客様にお願いするお手続きはございません。消費者ローン、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)、日本政策金融公庫(旧国民生活公庫等)等をご利用の場合も同様です。

■出資証券に関して

Q 13 出資証券はどうなりますか？

お客様にお願いするお手続きはございません。現在お手許にある出資証券は、そのまま保管をお願いいたします。

■問い合わせ先は？

相愛信用組合本店(新、半原支店) 046-281-0320

またはフリーダイヤル「店舗名称変更係」 0120-25-2318

いずれも平日の午前9時から午後5時まで受付しております